

資料編

1. アンケート調査結果報告

1. アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

-) 障害福祉サービスのニーズを把握する
-) 障害福祉計画の範囲内で、分野ごとの施策のあり方を検討する材料を得る

(2) 調査項目

調査項目	設問項目(全15問)
A 回答者の属性	記入者/年齢性別/生活している場所/障害等級および手帳/身体障害種別/介助度/介護保険の適用
B 現在の福祉サービス利用	在宅サービスの利用および満足度/施設(通所と入所)サービスの利用および満足度
C 今後のサービス利用意向	訪問系サービスの利用希望/日中活動系サービスの利用希望/就労に関わる日中活動系サービスの利用希望/施設等での居住サービス利用希望/地域生活支援事業

(3) 調査対象と調査方法

障害種別	対象	調査対象者数	抽出方法	配布・回収方法
身体障害者	身体障害者手帳所持者	302人	障害種別、等級から均等に無作為抽出	郵送配布 郵送回収 (無記名)
知的障害者	療育手帳所持者	337人		
精神障害者	精神保健福祉手帳所持者	97人		
合計		736人		

(4) 調査期間

配布:平成18年8月7日(月)

締切:平成18年8月21日(月)

(5) 回収状況

配布数	回収数	回収率	回収数 配布数
736通	386通	52.4%	

2 . 集計結果

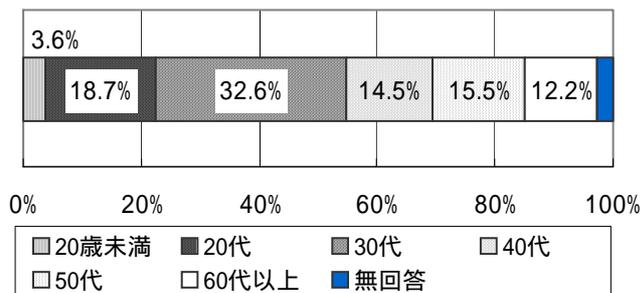
数字の合計は必ずしも 100% になりません

1 . 回答者属性

(1) 回答者の属性

回答者の年齢は、30代が 32.6%、20代が 18.7%で、合わせて全体の半数を占めています。

図1 年齢



(2) 回答者の障害度合いについて

身体障害者は1級・2級、知的障害者はA・Aといずれも重度の方の割合が高くなっていますが、これは現在サービスを利用している方を調査対象としたためです。

図2 身体障害者手帳の等級

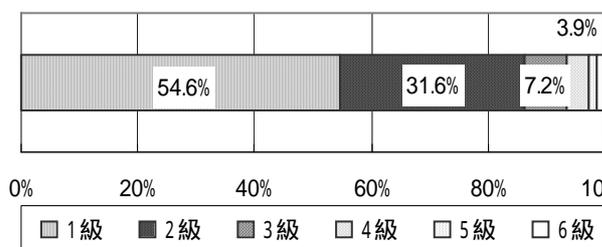


図3 精神障害者保健福祉手帳の等級

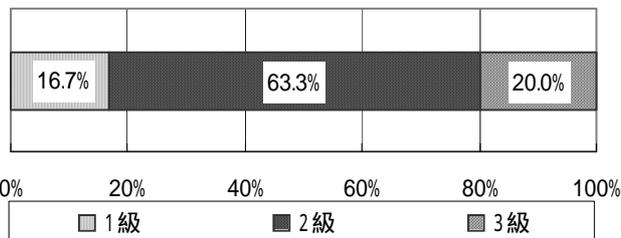
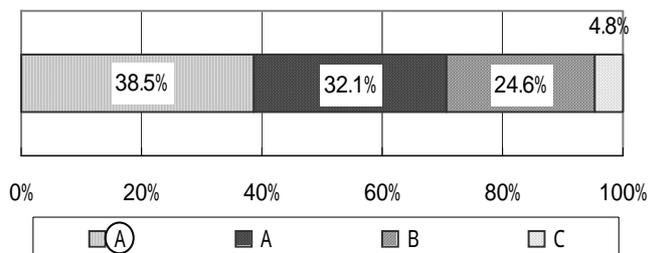


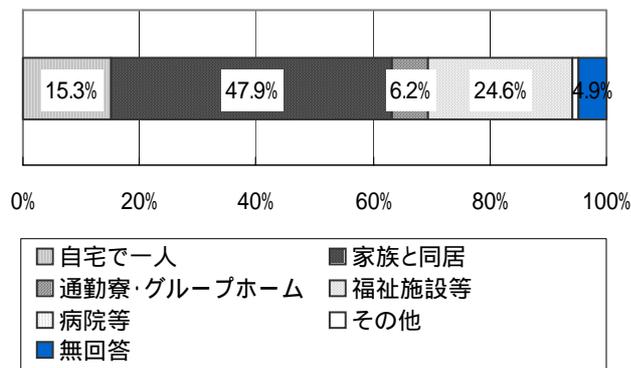
図4 療育手帳の等級



(3)生活している場所について

生活している場所は、「家族と同居」が47.9%と半数近くを占めており、「自宅で一人」と答えた15.3%と合わせると全体の6割以上が「在宅生活」となっています。「福祉施設等」は24.6%となっています。

図5 生活している場所



2. 現在利用しているサービス

(1)在宅サービス利用の現状と満足度

在宅サービスの利用の現状は、デイサービス、ホームヘルプの利用がやや高いものの、全体的にはサービス種別に大きな差はありません。利用の満足度では、ショートステイの満足度が低く、どちらともいえないが半数近くなっています。

図6 在宅サービス利用の現状

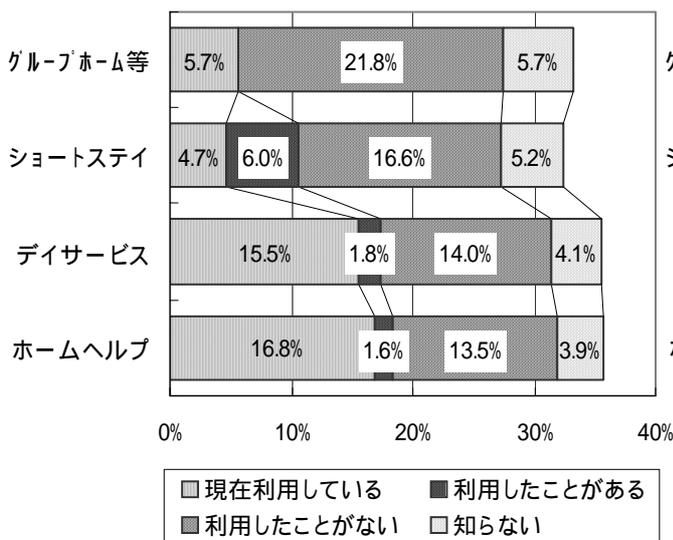
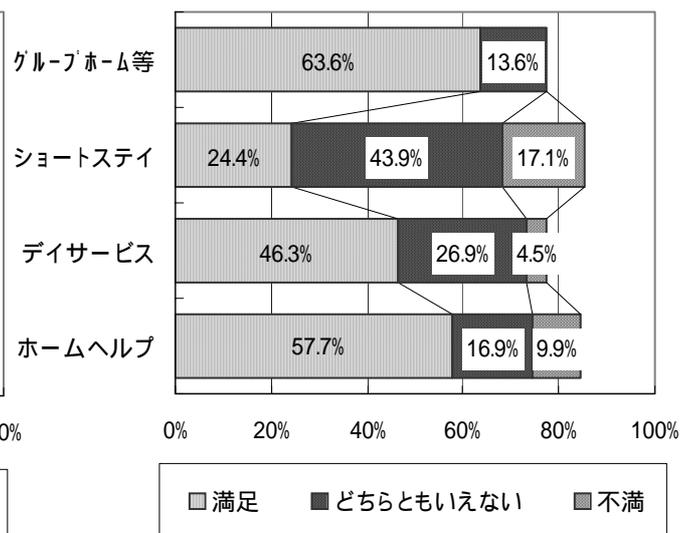


図7 在宅サービス利用の満足度



外出支援サービスについては、いずれも「利用している」「利用したことがある」と回答した人は少なくなっています。満足度では知的障害者介護人派遣事業の満足度は高いが、ガイドヘルパー派遣事業はやや低くなっています。

図8 外出支援サービス利用の現状

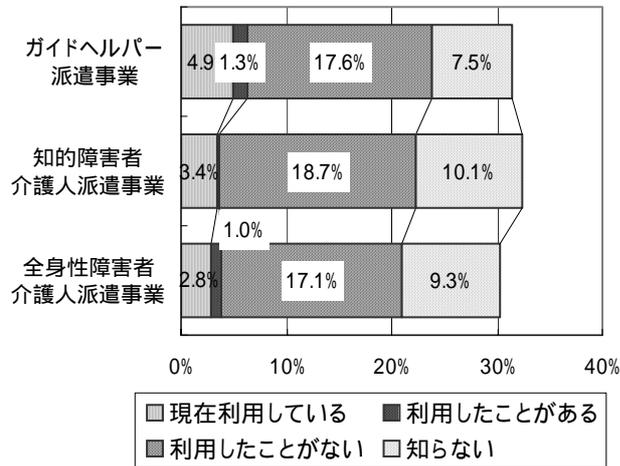
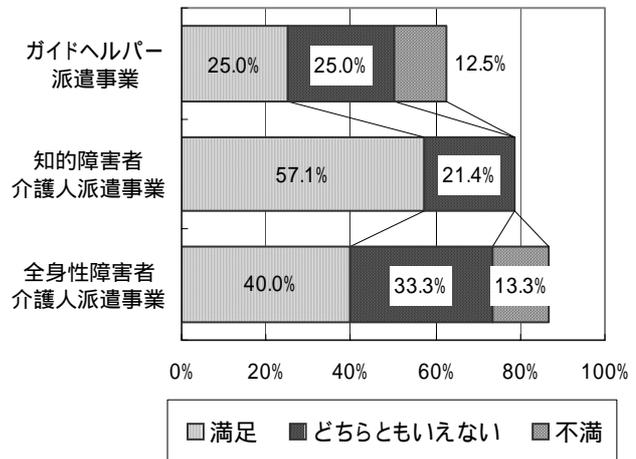


図9 外出支援サービス利用の満足度



(2) その他の在宅サービス利用の現状と満足度

その他の在宅サービスでは、手話通訳者派遣事業は「利用している」と回答した人は少ないものの、利用の満足度は非常に高くなっています。

図10 その他の在宅サービス利用の現状

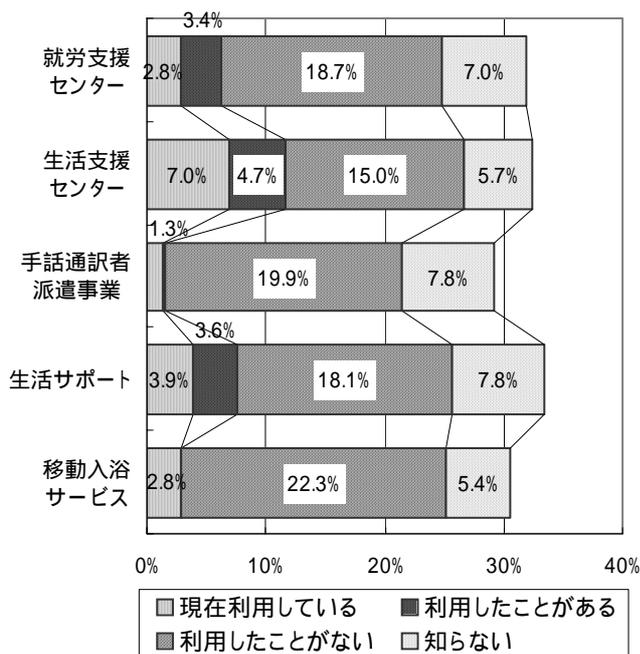
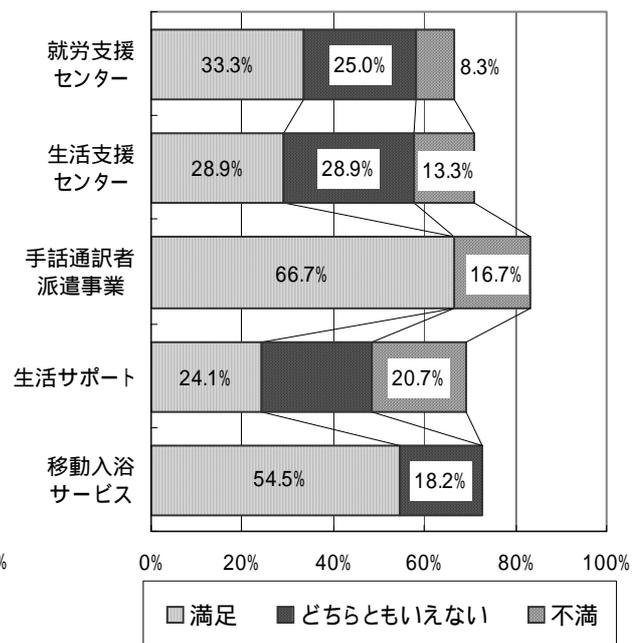


図11 その他の在宅サービス利用の満足度



(3) 施設サービス利用の現状

入所施設サービスの利用は、入所更生施設が 57.7%と最も大きな割合をしめています。通所施設サービスでは、いずれの施設もほぼ同じ割合となっています。

図12 入所施設サービス利用割合

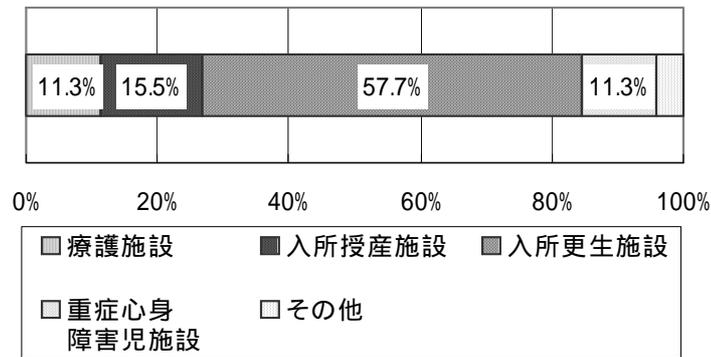
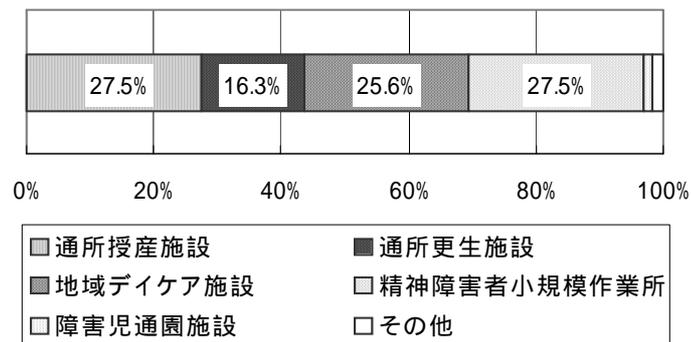


図13 通所施設サービス利用割合

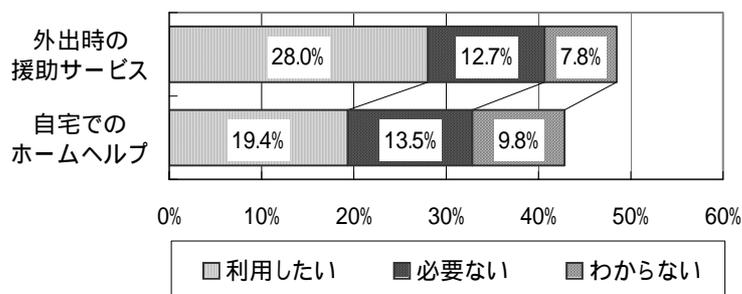


3. 今後利用したいサービス

(1) 新しいサービスの利用意向

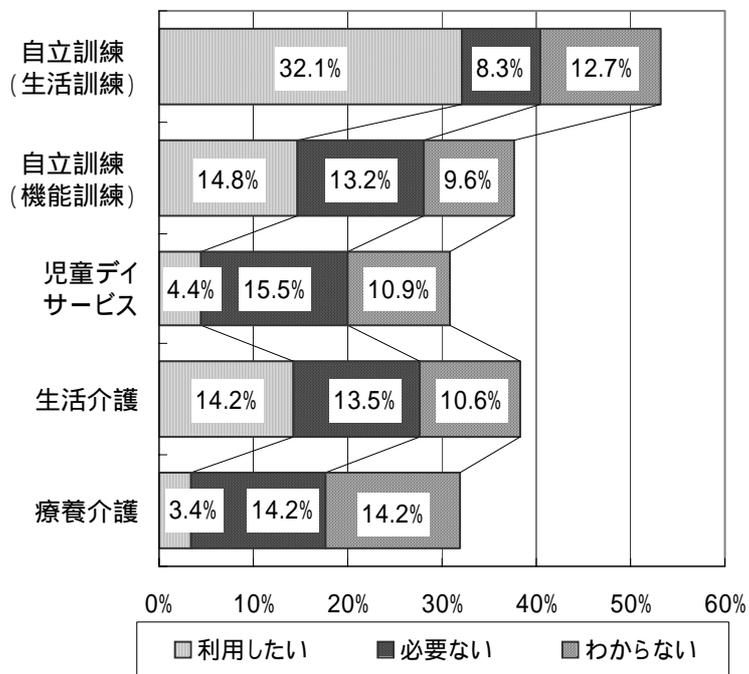
訪問系のサービス利用意向では、外出支援の利用意向が28%と高い数値となっており、今後も一定の利用の伸びが予想されます。

図14 訪問系サービス利用意向



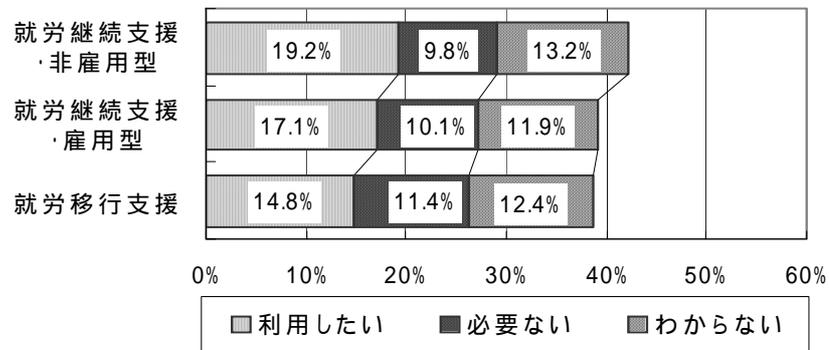
日中活動系のサービス利用については、自立訓練（生活訓練）の利用意向が32.1%と最も高く、家族や利用者の自立生活に対する期待感が感じられます。

図15 訓練や創作等に関わる日中活動系サービスの利用意向



就労に関わる日中活動系サービスの利用意向は、3つの種別で大きな差はなく、いずれも15~20%程度となっており、就労に対する意向が強いことが伺えます。

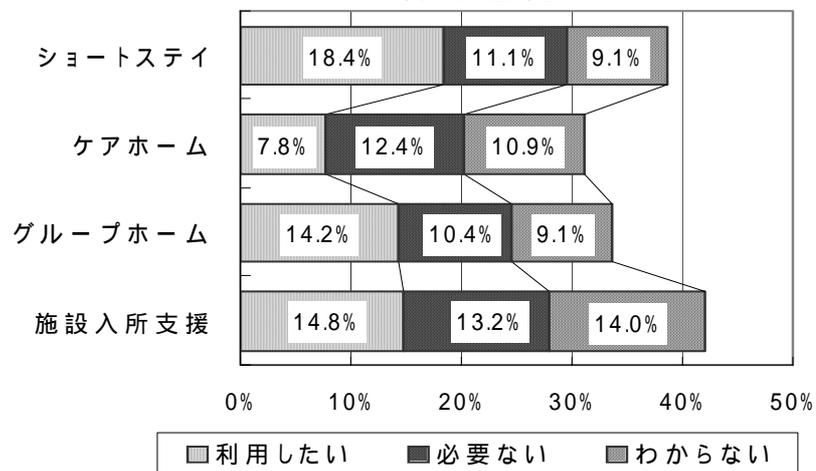
図16 就労に関わる日中活動系サービス利用意向



(2) 施設等での居住サービスの利用意向

施設等での居住サービス利用意向は、ショートステイの利用意向が18.4%と高く、続いて、施設入所支援が14.8%となっています。

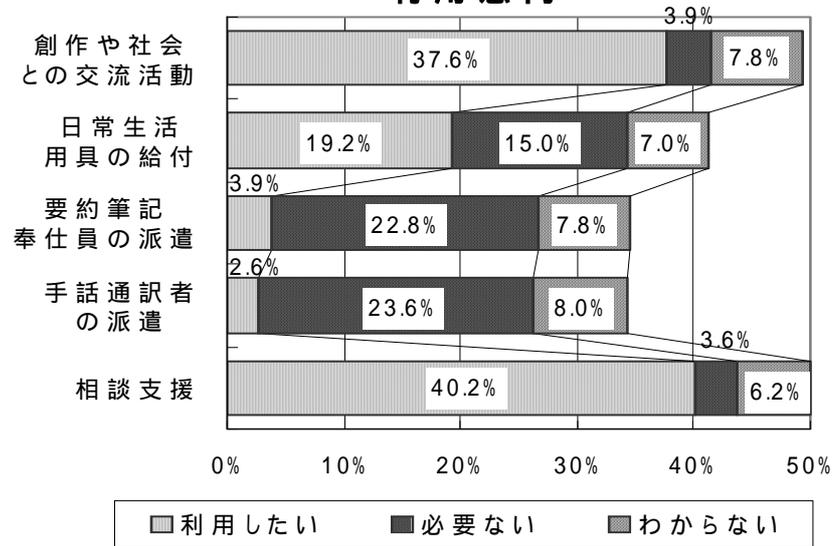
図17 施設等の居住サービスの利用意向



(3) 地域生活支援事業の利用意向

地域生活支援事業については、相談支援が 40.2%、創作等社会活動が 37.6% など、高い利用ニーズが見られます。

図 18 地域生活支援事業の利用意向



4. アンケート調査で寄せられた自由意見

自由意見については、障害福祉計画の策定にあたりご意見・ご提案を自由回答として設問したところ、178人の方から回答が寄せられました。ご意見・ご要望は複数回答のため、25のキーワードで分類し、合計242件のご意見として整理しましたが、内容的には、障害福祉計画そのものに対するものよりも障害者自立支援法や福祉サービスに関するものが多くを占めていました。最もご意見が多かったのは、利用者負担、施設、自立支援法制度に関するもので、いずれも30件以上、続いて地域生活、就労支援に関するものが20件前後となっています。件数内訳は次のとおりです。

	キーワード	件数		キーワード	件数		キーワード	件数
1	利用者負担	39	10	グループホーム	8	19	タクシー券・ガソリン券	3
2	施設	34	11	障害程度区分	6	20	手話通訳	2
3	自立支援法制度	33	12	医療費	4	21	運賃割引	2
4	地域生活	20	13	デイサービス	4	22	リハビリ	2
5	就労支援	18	14	ショートステイ	4	23	成年後見制度	1
6	障害福祉計画	12	15	入浴サービス	3	24	ガイドヘルパー	1
7	ホームヘルプサービス	12	16	相談支援	3	25	その他	7
8	作業所	9	17	情報提供	3			
9	アンケート調査	9	18	介護人派遣	3			

ご意見は、概ね次に掲げるような傾向がみられました。

まず、障害者自立支援法については、法制度そのものの見直し要望のほか、利用者負担増大に関するご意見や利用者負担の軽減・廃止要望が多数ありました。

次に、福祉サービスについては、在宅生活を支える各種サービスのほか、自立のための訓練を含めた就労支援策など、自立生活支援策の充実を求める傾向がみられる一方で、施設への入所を求めるご意見・ご要望も多数ありました。

また、アンケート調査について、「障害別に多くの障害者に実施すべき」「内容が幅広く分かりにくい」というご意見もありました。調査票の作成にあたっては、できるだけわかりやすいよう配慮しましたが、障害者自立支援法が施行されたばかりで制度が十分に浸透していないことなどから、このようなご意見が出たものと推測されます。

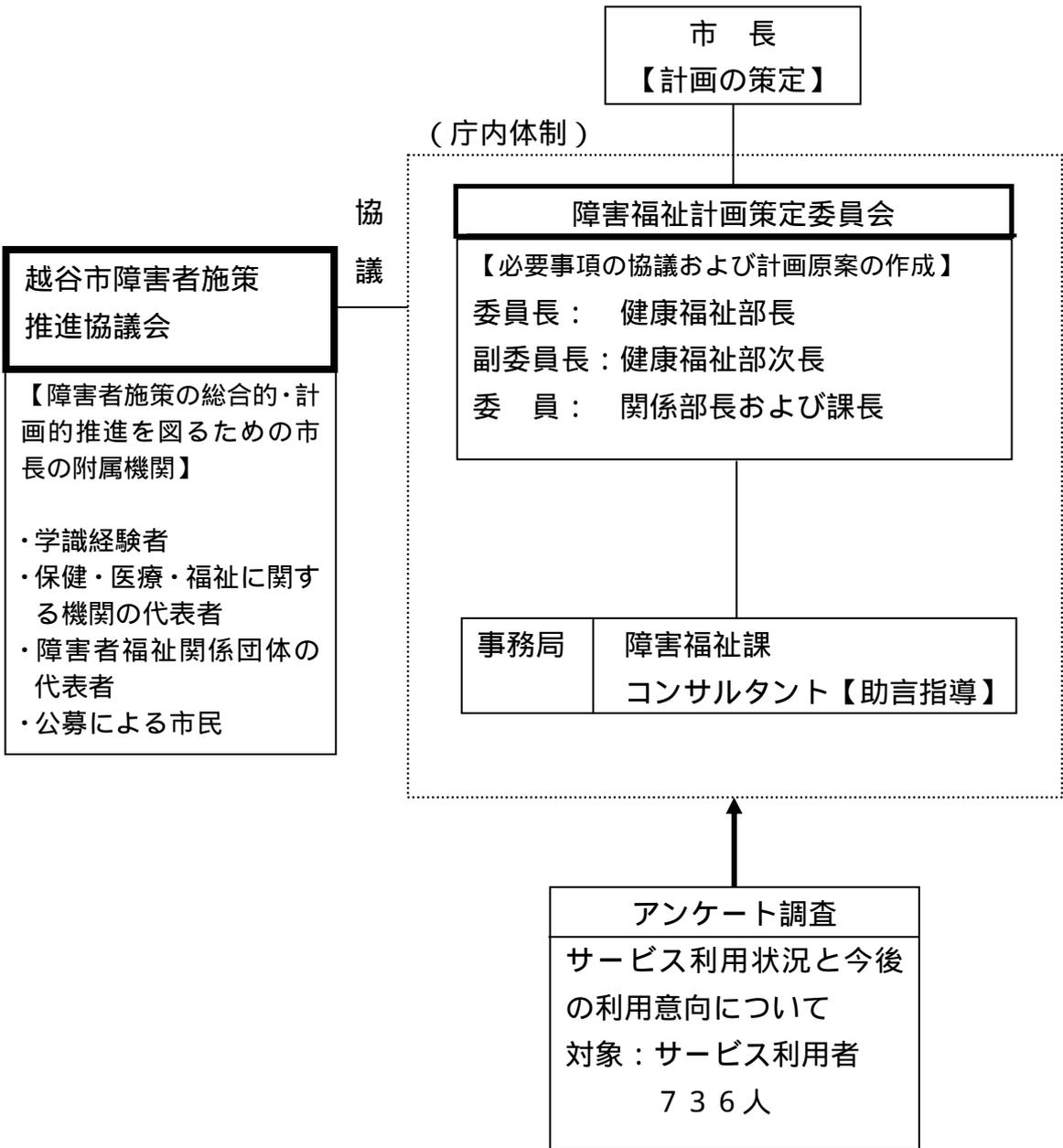
なお、平成19年度に障害者計画の見直しを予定していますが、今回寄せられたご意見・ご要望についても参考にさせていただきたいと考えています。

2. 計画の策定経過と策定体制

1. 計画の策定経過

平成 18 年	5 月上旬	越谷市障害福祉計画策定の方針決定
	5 月 11 日	越谷市障害者施策推進協議会委員の選出依頼
	5 月 30 日	コンサルタント業者の選定・委託契約
	6 月 12 日	越谷市障害福祉計画策定委員会設置要領制定
	6 月 5 日～23 日	越谷市障害者施策推進協議会委員の公募
	5 月 26 日	新越谷市障害者計画の進捗状況調査
	7 月 26 日	第 1 回策定委員会 (計画策定の趣旨等について)
平成 19 年	8 月 7 日～21 日	アンケート調査の実施
	8 月 9 日	第 1 回障害者施策推進協議会 (計画策定の趣旨・障害者計画の進捗状況等について)
	10 月 27 日	障害福祉計画の国県への中間報告
	10 月 26 日	第 2 回策定委員会 (障害福祉計画素案について)
	11 月 28 日	第 2 回障害者施策推進協議会 (障害福祉計画素案について)
平成 19 年	1 月 25 日	第 3 回策定委員会 (障害福祉計画案について)
	2 月 19 日	第 3 回障害者施策推進協議会 (障害福祉計画案について)
	2 月 23 日～3 月 9 日	パブリックコメントの実施
	3 月 20 日	第 4 回策定委員会 (障害福祉計画案について)
	3 月 30 日	障害福祉計画の策定(市長決裁)

2 . 計画の策定体制



3.用語の解説

インフォーマルサービス

制度化された（制度的）サービスに対比し、制度化されていない多様な形態のサービスを総称したもの。具体的には、近隣や地域社会、ボランティア、非営利活動団体などの行うサービスをさす。フォーマルサービスは、公的機関の制度に基づいて実施され、社会福祉サービスの基幹的な部分を形成するが、一定の基準によるため画一的な面が強くなる特性がある。これに対し、インフォーマルサービスは、個々の利用者のおかれている環境やニーズをふまえた機動性のある弾力的なサービスを提供することができる特性をもっている。

NPO

継続的、自発的に社会貢献活動を行う非営利の民間組織（団体）の総称。Non Profit Organization の略。平成10年12月1日から施行された「特定非営利活動促進法（NPO法）」に基づいて法人格を取得した民間非営利団体をNPO法人という。

ガイドヘルパー派遣事業

重度の視覚障害者や車イス利用者が外出する時に、付き添い介助を行うサービス。通院や公的な手続き等のための外出に利用できる。

重症心身障害児施設

重症心身障害児施設は、重度の知的障害および重度の肢体不自由が重複している方が入所により療育や生活指導を受ける施設。近隣では松伏町に中川の郷療育センターがある。

障害者施策推進協議会

障害者施策の総合的・計画的推進を図るため、障害者基本法に基づいて設置する市長の附属機関。越谷市では平成18年8月に設置された。

障害者就労支援センター

障害者の就労を促進するための就労支援および障害者の地域社会での就労能力や社会適応力を高めるとともに、多様な就労形態を模索する地域適応支援を実施し、障害者の職業的および社会的自立の促進を図ることを目的として、総合的な就労支援を実施する。越谷市では平成17年4月に産業雇用支援センター内に開設した。

障害者自立支援法円滑施行特別対策

障害者自立支援法の着実な定着を図るため、平成20年度までの特別対策として、国が実施する特別対策である。内容としては、(1)利用者負担の更なる軽減措置として、通所・在宅

利用者については1割負担の上限額を1/2から1/4に引き下げるとともに、軽減対象を収入ベースで概ね600万円までの世帯に拡大する、(2)日割り化に伴い減収している通所事業者を中心とした激変緩和措置として、従前報酬の90%までの保障機能を強化する、(3)直ちには新サービスに移行できない事業者の支援と法施行に伴う緊急的な助成措置などとなっている。

情報通信支援用具

障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト等を意味する。

心身障害者地域デイケア施設

在宅の心身障害者が、身近な地域で通所して自立訓練および授産活動などを行うことにより、社会参加をめざす施設。

新体系移行支援事業

施設の新体系サービスへの移行を進めるために埼玉県と県内市町村がサービス事業所へ補助金を交付する制度。対象となるのは新体系サービスへ移行した事業所で、施設の改築、就労支援員の雇用、授産スペースの整備等のメニューに該当した場合、補助金が交付される。

身体障害者更生施設

一定の期間入所して、自立に必要な生活指導・訓練や社会復帰に必要な訓練など、各種のリハビリテーションを提供する通過型の施設。肢体不自由者更生施設、視覚障害者更生施設、内部障害者更生施設などがある。

身体障害者授産施設

身体障害者で就職が困難な方が入所または通所により、必要な訓練や仕事の提供を受け、一般の事業所などへの就職や自営業などで就業できるようになることを目的とした施設。

身体障害者筋ジス療養施設

筋ジストロフィー（進行性筋萎縮症）の進行により、療養が必要な方が治療やリハビリテーションを受けるため、長期の療養生活が送れるように整備された施設。

身体障害者相談員

民間ボランティアとして、身体に障害のある方の相談支援活動を行い、行政とのパイプ役になるなど必要な援助を行うことを県から委託された相談員。

身体障害者療護施設

常時介護を必要とする重度の身体障害者が入所して、医学的管理のもとに必要な介護を受

ける施設。

ストーマ装具

ぼうこう、直腸機能等の障害により、ストーマ（腹部に設けた便や尿の排泄口のこと）を造設している方が使用する装具のことをいう。

精神障害者小規模作業所

地域における在宅の精神障害者の社会復帰を促進するため、地域で通所によりその特性に応じて作業訓練や社会適応訓練などを提供する施設。

精神障害者地域生活支援センター

地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、相談への対応や地域との交流により社会復帰と社会参加の促進を図る施設。平成18年10月からは地域活動支援センター等に移行。

精神障害者生活訓練施設（援護寮）

回復途上にある精神障害者が居宅その他の施設を一定期間利用し、専門の職員による生活指導などを受けながら、社会生活へ段階的に慣れていくための訓練を受ける施設。

全身性障害者介護人派遣事業

重度の全身性障害者の外出援助等のために、障害者の推薦により市町村が適当と認めたと介護人を派遣する事業。

第三者評価

福祉機関や関連する機関が提供する福祉・介護サービスなどの質が適切なものかどうかについて、機関内部で判断するのではなく機関外の第三者によって行われる評価システム。

地域自立支援協議会

相談支援事業を効果的に実施するため、関係機関のネットワークを構築することを目的に設立する組織。地域自立支援協議会で実施する事項は、相談支援事業所を中心に地域の相談支援体制とネットワークの構築、相談支援事業所において三障害のいずれにも対応できるような機能の充実、困難事例への対応のあり方に関する協議、調整などがある。

地域適応支援事業

障害者が公共機関や民間事業所などにおける職場参加や実習を通して、地域社会での就労能力や適応能力を高めることを目的として越谷市が平成13年度から実施している事業。多様な雇用・就労形態も視野に入れた雇用対策の充実を図るために行われている。

知的障害者介護人派遣事業

在宅の重度の知的障害者に対し、外出援助等のための介護人を派遣することにより、知的障害者の生活圏の拡大を図り、その社会参加を促進する事業。

知的障害者更生施設

知的障害者が、入所または通所により、自立に必要な生活指導・訓練などを受ける施設。

知的障害者授産施設

知的障害者で就労が困難な人が、入所または通所により自活に必要な訓練や仕事の提供を受け、一般の事業所への就職や自営業などで就業できるようになることを目的とした施設。

知的障害者相談員

民間ボランティアとして、地域で知的障害者やその保護者への相談支援活動を行い、行政とのパイプ役になるなど必要な援助を行うことを県から委託された相談員。

知的障害者通勤寮

就労している知的障害者に対し、居室その他の設備を提供し独立および自活をめざして社会適応力の向上や社会復帰を図ることを目的とした施設。

ノーマライゼーション

障害者を特別視するのではなく、障害のある人もない人も誰もが個人の尊厳が重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会であるとする考え方。WHOの概念では、個人的な状況だけではなく、参加の制限や活動の制約など社会的な状況も障害の態様の1つととらえており、障害のある人もない人もともに生活し活動できる生活条件・社会をつくりだすことが重視されている。

福祉工場

働く意志と作業能力をもちながら、対人関係や健康管理などの理由から、一般企業に就職が困難な障害者を雇用し、生活指導、健康管理などに配慮し、かつ一定額の給与を保障する施設。

福祉ホーム

現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設。

越谷市障害福祉計画

発行 越谷市
〒343 - 8501
埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
電話 048(964)2111(代表)

編集 越谷市健康福祉部障害福祉課

平成19年(2007年)3月発行